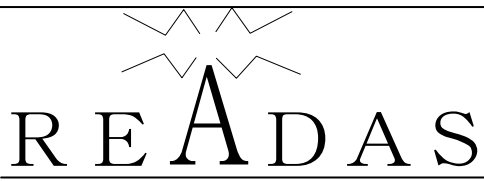


第 5160 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 2月 6日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 確定申告すれば税金が戻ってくる人

**Q**：確定申告の時期が近づいてきましたが、確定申告する義務がない人でも、申告すると税金が戻ってくることがあると聞きました。どんな人ですか？

**A**：次のような人です。

### 【解説】

次のような人は、確定申告の義務がなくても、申告すれば税金が戻ってきます。確認してみてください。

- ① 給与所得のある人  
医療費控除、住宅借入金等特別控除（適用初年度の人）、寄附金控除（市町村や政党等、認定NPO法人や公益法人等に寄附をした人）、雑損控除などを受けられる人  
年の中で退職した後、再就職せず年末調整を受けていない人
- ② 公的年金等の雑所得のみの人  
医療費控除や社会保険料控除などを受けられる人
- ③ 退職所得のある人  
退職所得を除く各種所得金額の合計額から所得控除を差し引くと赤字になるという人  
退職したときに「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったために高い所得税等を源泉徴収されている人
- ④ 総合課税の配当所得や原稿料等がある人  
年間の所得が一定額（所得金額や源泉徴収された金額によって違います）以下である人
- ⑤ 予定納税した人  
所得が少なく、確定申告する必要がない人

